



愛知県教育委員会飯田教育長様

2024年8月19日

請願人 行政を考える住民の会
事務局 宮崎邦彦

連絡先 [REDACTED]
請 願

日本学生野球協会の処分内容についての明確化、及び、見直しの働きかけをすることをもとめる請願

請願の理由および本件に関する報道

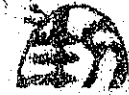
- 盛岡誠桜野球部高野連嚴重注意（資料1 2024年2月20日 朝日新聞）
「報告の求めに応じないなどとして・・・嚴重注意とした」とある。
同校は、学校の自治などを理由に応じなかったとある。
高野連の、不祥事に対する処分について、問題提起がなされたといえる。
- 盛岡誠桜の処分上申へ（資料2 2024年3月2日 朝日新聞）
- 不祥事19件処分 盛岡誠桜 は継続審議（資料3 2024年3月6日 朝日新聞）
- 不祥事13件処分（資料4 2024年4月10日 朝日新聞）
対外試合禁止1か月 東浦（愛知）部員の飲酒、喫煙 3月8日からとある。
無期謹慎 東郷（愛知）部長 盗撮とある。処分内容等について、高校から、開示請求で、処分通告書、東郷高校・5月29日（資料7）東浦高校・5月13日（資料8）受け取る。
- 盛岡誠桜高校野球部の不祥事を巡る問題 学校側は日本学生野球協会が求める報告は行わずに不服申し立て（資料5 2024年5月10日配信 YAHOO!ニュース）
盛岡誠桜高校校長は、不祥事についての聞き取りや処分はすでに済んでいるとして協会に報告は行わず・・・とある。
同じ事案について、2度の処分は、ありえないということであると理解した。
- 県高野連会長白井氏が就任（資料6 2024年5月18日 朝日新聞）
県高野連会長は、現職高校長ということである。
- 高校野球における処分については、連帯責任という受け止め方をされるが、果たして連帯責任を負わせることが、妥当かということが言われてきている。検討する段階にきているといえる。

請 願 事 項

- 高野連の不祥事に対する処分は、生徒、職員の教育活動、職務活動までに影響する処分であってはならないことを、明確にすること。
- 顧問等の不祥事に対する処分は、生徒の活動までに及ばないこととすること。

- 3 個々の生徒の不祥事に対する処分は、部活動全体の、活動まで及ばないようにすること。
- 4 高野連の不祥事に対する処分について、高野連に処分の内容等についての、見直し等を求めること。

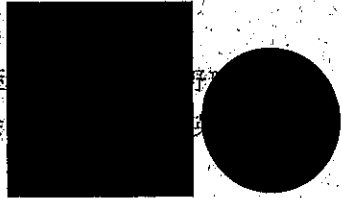
添付資料 資料1～資料8
口頭意見陳述希望



令和6年4月9日

愛知県立東郷高等学校野球部
部長 〇〇〇 殿

公益財団
会



処分通告書

日本学生野球協会審査室は、別紙処分決定書のとおり処分決定をしたので、処分に関する規則第15条に基づき、別紙処分決定書記載の処分を通告する。



日本高野連発第R5277号

令和6年4月9日

一般財団法人
愛知県高等学校野球連盟

会長 高井俊直 様

公益財団法人 日本高

会長 〇〇〇



処分決定通知

貴連盟加盟校、愛知県立東郷高等学校野球部部長の不祥事件について、日本学生野球協会に審議を申請しました結果、別紙のとおり処分決定通知がありましたので、お伝えいたします。

無期謹慎者は、「無期謹慎処分を受けた指導者の取扱いについて」（平成26年5月22日通達）（別紙）をご確認いただき、今後ご対応ください。

同封の同校に対する決定通知書は、貴連盟においてご伝達下さるようお願いいたします。

以上



令和6年4月9日

公益財団法人 日本学生野球協会
会長 八田 英二 殿

公益財団法人 日本学生野球協会 審査室長 辻村 哲

処分決定書

日本学生野球協会審査室は会長に対して、処分に関する規則第 14 条に基づき次のとおり処分決定を通知する。

処分請求者	(公財)日本高等学校野球連盟
処分対象者	愛知県立東郷高等学校野球部 部長 [REDACTED]
処分の内容	【処分の種類】 謹慎処分 【処分の期間】 令和6年4月10日より無期謹慎
適用・違反条項	日本学生野球憲章 第27条1項、第5条、第2条3号
処分に付随する指導	
処分の理由	[REDACTED] 野球部部长は、刈谷市内のアパートの1階にカーテンが開いている部屋を見つけ、令和5年7月16日、同月20日、8月上旬(何れかの日)の3日間、いずれも午後10時頃から午後11時頃までの間、当該アパート近くの空き地に自家用車を止め、当該アパート1階に住んでいる面識のない [REDACTED] 女性を窺視し、その姿を自らのスマートフォンで撮影した。 [REDACTED] が刈谷警察署に通報し、刈谷警察署が捜査をすすめたところ、防犯カメラの映像から同部長の行為が判明した。同部長は、同年9月20日午前7時半頃、自宅前での刈谷警察署員の任意同行で罪を認め、同年12月20日に性的姿態等撮影罪により起訴され、同月27日に豊田簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。その後、同部長は令和6年2月2日に愛知県教育委員会から停職6か月の懲戒処分を受け、同日に依願退職した。 以上のことから、同部長に対し謹慎し、反省を求める必要がある。
処分手続の経過	加盟校の報告日 令和6年2月2日 都道府県高等学校野球連盟の報告日 令和6年2月2日 審査室審理日は、下記処分日と同日 審査手続は通常審査。
処分請求日	令和6年4月9日

4

3

資料 8

学校着 9/15 印

令和6年4月9日

愛知県立東浦高等学校
校長 塩澤 光 殿

公益財団法人
会 長 英

処分通告書

日本学生野球協会審査室は、別紙処分決定書のとおり処分決定をしたので、処分に関する規則第 15 条に基づき、別紙処分決定書記載の処分を通告する。

6東浦高第1008-2号
9/18付開示請求



日本高野連発第R5282号
令和6年4月9日

一般財団法人
愛知県高等学校野球連盟

会長 高井俊直 様

公益財団法人 日本高
会 長 賢

処分決定通知

貴連盟加盟校、愛知県立東浦高等学校野球部の不祥事件について、日本学生野球協会に審議を申請しました結果、別紙のとおり処分決定通知がありましたので、お伝えいたします。

当該野球部が有期の対外試合禁止処分を受けた場合や指導者が有期の謹慎処分を受けた場合については、処分解除予定日の1ヵ月前までに貴連盟の副申書と当該校からの謹慎状況報告書をご提出下さい。

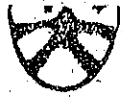
なお、すでに処分決定時で処分解除予定日の1ヵ月前や処分解除予定日を経過している場合でも必ず謹慎状況報告書をご提出ください。

また、指導者本人が関係した事件で6ヵ月以上の謹慎処分を受けた指導者が、今後高校野球指導者として復帰する場合は、当連盟の承認手続きが必要です。

書類提出については、まず貴連盟の副申書と当該校からの謹慎状況報告書をご提出いただき、処分解除後に指導者復帰申請をご提出ください。

同封の同校に対する決定通知書は、貴連盟においてご伝達下さるようお願いいたします。

以上



令和6年4月9日

公益財団法人 日本学生野球協会
会長 八田 英二 殿

公益財団法人 日本学生野球協会
審査室長 辻村 哲

処分決定書

日本学生野球協会審査室は会長に対して、処分に関する規則第 14 条に基づき次のとおり処分決定を通知する。

処分請求者	(公財)日本高等学校野球連盟
処分対象者	愛知県立東浦高等学校野球部
処分の内容	【処分の種類】 対外試合禁止処分 【処分の期間】 1ヵ月 令和6年3月8日～令和6年4月7日
適用・違反条項	日本学生野球憲章 第27条2項、第5条、第2条3号
処分に付随する指導	
処分の理由	令和6年■月■日、当該校の部外生徒の喫煙疑惑に関して事情を聴く中で、野球部員も喫煙をしているという供述があったことから調査したところ、■を含む■年生部員■名および■年生部員■名の飲酒、喫煙行為が発覚した。喫煙行為は常習的に当該校の野球部部室で行われており、他の部員のほとんどが喫煙行為を目撃していたが、該当部員に部の■がいたこと、また人数が多かったため注意することができなかった。野球部員8名の飲酒、喫煙行為の詳細は以下の通りである。 ① ■年生部員A ■ 令和5年11月頃から喫煙を始め、1週間に数本のペースで野球部部室で喫煙をしていた。また令和6年2月6日には、Aの自宅にB、C、D、E、Fが集まり、全員が喫煙した。 ② ■年生部員E ■ 令和6年1月頃から喫煙を始め、1日に1～2本のペースで野球部部室で喫煙をしていた。また、同年2月6日には、Aの自宅にC、D、E、Fとともに集まり、全員が喫煙した。 ③ ■年生部員C ■ 令和5年11月頃から喫煙を始め、1週間に数本のペースで自宅や野球部部室で喫煙をしていた。また、令和6年2月6日には、Aの自宅にB、D、E、Fとともに集まり、全員が喫煙した。 ④ ■年生部員D ■ 令和5年11月頃から喫煙を始め、1日1本のペースで自宅や野球部部室で喫煙をしていた。また、令和6年2月6日には、Aの自宅にB、C、E、Fとともに集まり、全員が喫煙した。 ⑤ ■年生部員E ■ 令和5年11月頃から喫煙を始め、1日4本～5本のペースで自宅や野球部部室で喫煙をしていた。また、同年2月6日には、Aの自宅にB、C、D、Fとともに集まり、全員が喫煙した。同月中旬には、F

	、Hとともに刈谷市内の公園に行く途中で喫煙した。 ⑥ ■年生部員F ■ 令和6年1月頃から喫煙を始め、1日に1～2本のペースで野球部部室で喫煙をしていた。また、同年2月6日には、Aの自宅にB、C、D、Eとともに集まり、全員が喫煙した。同月中旬には、E、Hとともに刈谷市内の公園に行く途中で喫煙した。同月22日、G、一般生徒3名を自宅に泊め、飲酒、喫煙した。同月下旬に、Hと一緒に中京競馬場付近でアイコスを吸った。同月27日、G、一般生徒3名とともに居酒屋で飲酒、喫煙した。 ⑦ ■年生部員G ■ 令和5年9月頃から兄にすすめられ自宅で喫煙をした。その後、1日1～2本のペースで自宅や野球部部室で喫煙していた。令和6年2月22日、一般生徒3名とともにFの自宅に泊まり、飲酒、喫煙した。同月27日、F、一般生徒3名とともに居酒屋で飲酒、喫煙した。 ⑧ ■年生部員H ■ 令和6年2月中旬頃、E、Fとともに刈谷市内の公園に行く途中で喫煙をした。また同月下旬頃、中京競馬場前駅付近でFからアイコスを借り、一口吸った。 以上のことから同野球部に対し謹慎し、反省を求める必要がある。
処分手続の経過	加盟校の報告日 令和6年3月8日 都道府県高等学校野球連盟の報告日 令和6年3月8日 審査室審理日は、下記処分日と同日 審査手続は通常審査。
処分請求日	令和6年4月9日